

### 第3回議員報酬等に関する在り方調査会会議録（概要）

（大森座長）

ただいまから、「第3回議員報酬等に関する在り方調査会」を開催します。

本日は、青山委員が欠席です。

今日は議員さんたちのご協力で一応アンケートの結果が上がってきましたので、粗々のことを事務局からご報告いただいて、少し皆さん方のご感想などを述べていただくことと、それから前回もお願いしまして、本県の特別職の報酬等に関する審議会の模様など、どういう考え方であったかということを知っておきたいということで、その資料を簡単に説明していただいた後、若干やり取りをさせていただきます。

それから、このアンケートを行う時に、個々の議員さんからも調査会の皆さん方に少し物を言いたいという方がいらっしゃるし、私どものほうからもお聞きしたいという人が出て来るかも知れませんが、それは別途ご相談申し上げたいと思います。

今日は青山さんがご欠席ですので、多分ヒアリングをすることになると、もう一日フルに取らないと間に合わない。どのくらいの範囲までされるか、今のところは個別議員さんからは7人程度の方がヒアリングを受けたいとおっしゃっているらしいのですが、ちょっと私の独断ですが、議長さん、副議長さん、委員会制度で運営していますから、委員長さんの方々に少しどういう実務の実態かお聞きすべきではないかと考えておきまして、特段に今のところ、委員長さんに手当を出せということを考えてはございませんが、しかし、大事なお仕事をされている方々ですので、どういうお仕事をされているかぐらいのことは知っておいたほうがいいのではないかと。そうするともう一回、日を設定して、一日フルにやらない限り、ヒアリングは一日では終わらないでしょう。あるいは手分けをして、現地のお二人に集中的にやってもらわないといけないということもあるかも知れませんが、あんまりご無理も申し上げにくいですし、何かうまいこと時間の都合をつけないといけません。ちょっとそれは別途ご相談申し上げ、今日はちょっと全部決まらないのではないかと思います。そのようにお願いしたいと思います。

それでは、最初にアンケートの結果について、事務局のほうから説明をお願いします。

（事務局）

資料説明

資料1-1

資料1につきましては、「議員活動実態アンケート調査」の関係です。

まず資料1-1ですが、アンケートの結果等の概要をお示ししました。本年9月6日から28日までの期間でお願いしましたところ、全議員からご回答いただきましたので、回答率は100%となっています。調査期間は昨年9月1日から本年8月末日までの12ヵ月で、各議員にはそのうちの1ヵ月分を分担してお答えいただきました。なお、回答月に偏りがないう、各会派での調整も併せてお願いしています。

調査の内容につきましては、前回会合でご確認いただいたとおりですけれども、1-1の別紙という形で議員活動分類表というものをお示ししています。本会議、委員会等々ございますけれども、例えば7の議会選出の公職としての用務と言いますと、議会選出の監査委員とか、それから三重県の四日市港管理組合という一部事務組合がありますが、その議員として出ていかれる場合、そういうものについては7で整理をしてくださいという形でお願しました。

結果の概要でございますが、1-1の下半分のほうでございます。全51名の議員から54ヵ月分のご回答をいただきました。表の下に注書きしましたとおり、所属議員21名の第二会派におきまして、各月2名分の回答が出るように調整をしていただき、3名の方には2ヵ月分を分担していただきましたことから、このような結果になっております。

また、資料1-3に全文をご紹介しますけれども、自由記述につきましても、議員活動について25件、議員報酬29件、政務調査費33件、その他14件と、たくさんの記述回答をいただきました。

#### 資料1-2

これは活動分類別の集計結果ですけれども、この集計結果で示しております時間数は、すべて平均としております。資料1-1でご確認をいただきましたとおり、一月を単位とする回答が4又は5となっております。一般的に会期中と閉会中とでは議会活動の占める割合が異なることが予想されますので、会期中の月が多い少ないとか、あるいは閉会中の月が多い少ないといったような影響を取り除くために、各月の時間数集計を各月の回答者数で割って平均を積み上げたものです。

また、第1回の時から廣瀬先生にはご指摘をいただいておりますとおり、正副議長は議会を代表して行事や会議に出席するという公務の活動が極めて多くなります。正副議長の公務の多さというものが、12ヵ月のうちの1ヵ月分、さらにそれを4又は5で割った場合、どれほどの影響が出るかはよく分かりませんでしたけれども、そうしたある意味特別な活動内容の影響も取り除いたほうがよいと思われましたので、正副議長の在任期間中の月は

避けて分担していただくようお願いをしました。

従いまして、この集計は正副議長ではない議員の活動実態となっておりまして、正副議長公務という分類は、常任委員長等がやむを得ず正副議長の代理で行事に出席されるような、極めて限られた場合となっておりますので、占める割合も時間数も少なくなっているという状況です。

資料1-2の1ページ、1の年間活動時間数ですけれども、総時間数、これは365日の15時間分ということです。5,475時間中、私的活動というのが最も多くを占めております。次いで現地調査・視察、講演会活動と続きますが、それらの占める割合は下のグラフにお示ししました。

なお、活動内容を相当細かく分類したわりには「その他」が比較的多かったのですけれども、その内容は、社会貢献や地域貢献活動への参加とか関係団体用務といったようなものが見受けられました。

次に資料1-2、おめくりいただきますと、2、3ページは会期中と閉会中との比較でございます。2ページ、2-1のほうは会期中、3ページ、2-2のほうは閉会中です。

今年は統一地方選挙の年でありましたことから、定例会を年3回といたしました。従いまして、例年よりはこの期間は会期中の日数が少なく、180日でした。当該180日×15時間で2,700時間の活動の内容を示したものが2ページです。それから、残余の185日×15時間で2,775時間の活動内容を示したものが3ページのほうです。

これはいずれも1ページにあります年間をその日でもって分けただけということですので、合計は1に一致するという形になります。

両者を比較いたしますと、2ページの会期中で本会議や委員会の時間数が多いのは当然としても、現地調査、視察とかその他の行事というのは、会期中、閉会中でさほど大きな違いがないという結果が出ています。

続きまして、4ページ、5ページでございます。4ページ、5ページは、平日と土日休日との比較です。ここで言う休日とは、国民の祝日に関する法律に基づく休日のことで、官公庁で言う仕事納めから仕事始めまでの間のいわゆる年末年始の休みは、元日を除きまして平日扱いといたしております。

この両者の比較は、それぞれの対象時間が3,705時間と1,770時間と大きく異なりますので、単純に出てきた時間というものを比較するということはあまり意味がないと思っておりますが、分類項目の占める比率で行きますと、やはり土日休日では私的活動の比率とい

うものが極めて高く、4分の1を超えております。

次に、6、7、8 ページは、時間帯ごとの活動実態でございます。時間帯ごとの回答数と言いますと、すべて同じであるため、この4という分類の中では平均を出さずに比較してもらうことも可能なのですが、これまでのデータがすべて平均の形でお示ししておりますので、ここでも回答数54で割った平均をお示ししております。

時間帯ごとの特徴的な部分は8ページの下の段のところで書いています。12～15時の時間帯については、概ね9～12時の時間帯とほぼ同様の傾向にありますということで、日中は同じような活動の傾向であるというようなことをお示しました。

#### 資料1-3

自由記述です。ボリュームの多い少ないはあるものの、資料1-1のところで申し上げましたとおり、たくさんの意見を寄せていただきました。これらの意見の読み方とか分析というのは、委員の先生方をお願いすべきところですので、無作為に並べて資料として提出はしていますけれども、大まかに言いますと、やはりAの議員活動では、議員の活動時間の長さとか議員の忙しさといったものに関する記述が多いのではないかという形です。

4ページは、「議員報酬について」です。これにつきましては、その活動に対する経費の多さとか報酬の必要性といったものに関する記述が多いのではないかという感じです。

7ページからCの政務調査費ですけれども、政務調査費なるものの使い勝手、これは三重県が独自で定めておりますガイドラインというものがありますが、ガイドラインに関する記述が多かったように思います。

なお、ここで集計結果をお示ししてはおりませんが、調査会の委員の皆様によるヒアリングや意見交換への対応につきましても、このアンケートで聞いております。「ぜひ応じたい」とおっしゃられた方が7人、「必要があれば応じる」とされた方が42人という状況でございますので、議員ヒアリングの実施についてぜひご検討をお願いしたいと思います。

#### 資料2-1

資料2は三重県特別職報酬等審議会の審議の状況で、資料2-1は議事録です。

平成18年度第1回の議事録、これは一番先頭ページですが、10ページの最後に議会から意見聴取をしますということが書かれています。

平成18年度の第2回のところで、議会から聴取した意見というものが紹介をされているということが記されています。

それから、平成17年度ですが、6ページから7ページにかけて、議会から意見を聴き取る予定であるということが書かれています。

それで、平成17年度の第2回の議事録なのですがけれども、この2ページから6ページに当時の正副議長とのやり取りというのが記載されています。

平成14年度の時には、議会からの意見聴き取りについての記述はありません。

それから平成7年度審議会は、非公開で開催されていたので、その概要をまとめたものです。この時、議会からの要望があつて、小委員会を設置して意見を聴き取ったということです。

#### 資料2-2

審議会提出資料です。実は平成18年度の審議会資料は、この調査会の第1回会合の際に提出をさせていただいておりますので省略をしていますので、これまでの資料をご覧くださいただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

(大森座長)

ありがとうございました。

まずアンケート調査のほうの今のご説明にございました、そのへんのことから少し感想なりご意見なりを出していただいて、その後、この審議会のほうの話に移りましょうか。

この自由記述分のA1とかA2になっているのは、意見で取りまとめている人、A1という人はある議員さんがこの意見を述べたという、そういう話ですか。

(事務局)

お一人の回答に番号を与えております。

(大森座長)

お一人がこういうふうにお答えになっているということですね。分かりました。

どうぞ何かお気づきの点があれば出していただいて。

私の希望は、今、口頭でご説明して下さったこと、それを文書にしてくださいませるか。後刻でいいから。

(事務局)

次回ということによろしいですか。

(大森座長)

単純にこれはどういう調査で、この項目はどういう意味かということ、重要なことをお

っしゃっているでしょ。それを文書にしてくださいませか。

(事務局)

分かりました。

(大森座長)

それで、これは大事な調査なので、これ自身が資料的価値を持っているから、できるだけ客観的にまとめておいたらどうかと思うのです。そのためには、今事務局がおっしゃったことを、なかなか的確なご説明でしたから、それを文書にさせていただけますか。次回に。

(事務局)

分かりました。

(大森座長)

そのことを含めて、どうぞ皆さん方、お気づきの点があれば出していただいたらどうでしょうか。これから何が読み取れるか。

自由記述分は別途分析、少しまとめられるかどうか検討しますが、まずそのアンケートのほうの結果について何か皆さん方のほうでご感想がありますでしょうか。

(岡本委員)

総論的にはやはり労働時間が、ある程度は予想できましたが、結構長いということが分かりましたので、前回、前々回、話題になりました、例えば他の事業、サラリーマンとの兼業であるとか商売との兼業というのは不可能であると。兼業できるほど簡単なものではないということが非常によく分かりました。

そうかと言っても、なかなか国会議員ほど活動内容が、週1回なり週2回帰ってきた時に報告会をやるとか、市会議員のようにかなり身近で活動実態が分かるということではありませんので、何か県民が客観的な評価を下すと言うのか、各議員の活動成果が定期的に分かりやすいような、そういうことも必要なというふうに感じました。

それから、報酬そのものにつきましては、これはいろいろ議論がありますが、いわゆる国会議員並みの、例えば井戸堀政治家的なことを望むのか、やはり時代的にそこまで求めるのはいかなるものかという議論もあると思いますし、このへんは我々が報酬の指針を出す時にある程度県会議員の理想的な「県会議員像」みたいなものもちょっと付け加えられればいいのかというふうに思いました。総論的にはそんなところでございます。

(大森座長)

ありがとうございます。

(金森委員)

この集計結果の分類なのですが、ちょっと気になったのが、いわゆる1年生議員さんと言われる方たちと、何期かされている方たちというので、もし分けて調査結果を集計した時に、何か差が出るのかな、どうなのかなというのが見えないなというのを少し思ったということ。

それから、この結果については、会期中と閉会中とでこの現地調査・視察というのにさほど差が出ていないというのは、もう少し会期中の現地調査・視察というのはもっとグッと下がるのかなというふうにイメージとしては持っていたのですが、差がないなというところを感じ取っております。

岡本会長が言われたとおり、やはり1年間通して相当な時間数が必要なのだなというふうに読み取れるなと感じております。

(大森座長)

今、金森さんが最初におっしゃった、1年生議員と何期かされているベテランさんと、何か差がどこかで見えてきますかと。今回の調査でその分析はできますか。

(事務局)

今回の場合は、4月29日までが前回の議員さんの任期で、4月30日以降、新しい議員さんの任期になっております。今回、5、6、7、8月が新しく議員になられた方の対象月ということですので、出してはおりませんが、少し偏りがあるのではないかとということで、出しませんでした。7月、8月というのは、休会中になってしまいます。新しい議員さんというのは、5、6、7、8月以前のことをお願いしても議員ではありませんので、分担していただけるのはその4ヵ月だけになってしまいますので、特に新しい議員さんだけの分はやろうと思えば可能ですけれども集計していません。

(大森座長)

2番目のことは大事なご指摘で、会期中か閉会中はともかくとして、今回で分かったことの一つは、2番が委員会の単位で内外の調査に行っているのですよね。それ以外にここに出てきた10番は、この分類表に書いていますように、議員または会派が現地・現場へ出向いて行っているものなのですね。これが多いのですよ。何を調べておいでになるか、ちょっと聞きたいところで、これは個別にヒアリングしなきゃいけない。まず委員会の所管として行くでしょ。行って、いろいろ調べるのですよね。だからどのぐらいのところまで、県内でも結構遠くもありますし、県外に行っておられるし、結構議員さんたちというのは

調査で旅をされているのですよ。お好きなのか、必要なのかということもございまして、これは実態を調べなきゃいけないのですが、それが少し明白に出てきた。

それから、さっきご説明があったのですが、私的活動とその他が、このグラフだけで見ると、今お二人がご指摘のように、議員さんたちが年間を通じていろいろ活動されているということは分かるんですが、これだけが今のご説明なしに出ると、断トツで「議員さんって、私的活動じゃないか」と見ちゃう。誤解を与えると思うのですよね。できれば、だから今のようにきちっとご説明と同時に、これを除いて比率を出すことは意味あるでしょうかね。全体、1年間を通じてどういうふうに議員さんたちが暮らしているかということのは分かるのですが、私的活動のこの比率を、どういう観点で僕らが見るかですね。

(岡本委員)

ほとんど政治的な活動ですから、それなりの意味はあると思われそうですけどね。

(大森座長)

私的活動。

(岡本委員)

を、除いてですよね。除いて、その他の比率を出す。

(廣瀬委員)

会津若松の市議会が類似した調査をおやりになった時にやられたのは、やはりその部分を除くと同時に、この中で議会の制度に基づいた機関としての議会の活動と、それから議員であることに伴って個々の会派や議員としておやりになる活動、それから政党や後援会、ここはどういうふうに位置づけるかというのは問題なんでしょうけど、やや性質をこの中で三つか四つぐらいに分けて、その比率を出していくことと、それからこれで言えば21番を除くような活動を8で割りまして、つまり年間を通してフルタイムで言うとは何日分ぐらいの活動をしているのかという数字を出されているのですね。少しそういう形で、例えば365日中の何時間というのが並んだだけでは、ボリュームとして大きいなあというのは分かるとしても、じゃあフルタイムで活動している人の何日分ぐらい仕事をしているのかという点がちょっと分かりにくいので、それは活動の業務と言うか活動の量を示す指標としてはそういう分析は要るのではないかと思います。

(大森座長)

廣瀬さんよりご指摘があつて、事務局もちょっと気が付いていることだと思のですが、少しこれをベースにして、どういう観点でまとめるか、それを検討しなければいけないの



ですが、今のようなことは可能でしょ。そんなに難しくなくできるでしょうか。

(事務局)

それは可能でございます。

(大森座長)

これをベースにして、だからどういう観点で。今、他のところの例を挙げて、こういう括り方があるのでないですかというご指摘ですから。あれは一応報告書が出ていますよね。

(廣瀬委員)

出ていますね。

(大森座長)

報告書を見れば分かることですが、廣瀬先生のご指導も受けて、ちょっと恐縮ですけど、どういうふうにとまとめればクリアに出てくるかということをやってみましょうか。まずこれから。

議長さんがお見えになりますが、今回このアンケート調査の結果、今日はこういう結果ですが、だいたいこんなものだったという感じですか。どんな感じを持ちましたか。

(議長)

一議員としては、先ほどのご指摘のように、この表だけを見て私的活動が断トツで多くなってしまうものですから、ここの取り扱いについてはよく先生方たちでご議論していただきたいなということが一つと、朝の6時からでしたか、調査がありますから、朝の6時から、例えば8時半から9時までの間に政治活動をしている部分もあるでしょうけれども、少ないのではないかなというような結果を想像しました。そういうものが全部「その他」とか「私的活動」のほうに入ってしまうということですから、そこを懸念しておったところです。あとの活動については、だいたいこういうところかなというふうに思いますが、先ほど言われたように、現地調査、現地視察、こういったところというのは、やはり議員は現場へ行って、それを行政に反映させていくという重大な任務があるかと思えますので、これもやはり数字は高くなるなというようなことは予想しておりました。

(大森座長)

ありがとうございました。

廣瀬さん、全体としてどんな感じですか。

(廣瀬委員)

まずこれ、去年から今年にかけての1年間ですので、改選期をまたいでいるのですね。

ですから、おそらく選挙活動の比率は4年に1回、これぐらいの比率になる年があって、おそらくは県議会議員選挙を挟まない年はもう少し違う数字なのだろうなというのが1点です。

もう一つは、これほどの程度なのかというのはよくは分からないのですが、さまざまな政策提言活動であるとか、三重県議会の改革に基づいて取り組まれている、他の県議会よりも非常に活発に行われている活動があるかと思うのですが、それも4年の任期のサイクルの中で、やや時間の使い方というのには、差があるような気がしています。

特にもう任期最後となってきますと、そこから提言をして何かを実現していくというフェーズではなくなってこられることもあるのだと思いますが、どちらかと言うと任期の前半により重くて、後半は言ってみれば次のためにこの任期を振り返るような活動のほうが比較的多く、そうしますと政策討論会ですとか調査会ですとか、そういうことの比率が4年の中で言うと比較的小さかった年なのではないかなと、春以降はまた違うのかも知れませんが、そのあたりは少し割り引いてと言うか、ある程度そういう年によるバラつきということを想定して分析をしていく必要もあるのだろうと、そんなふうに思いました。

(大森座長)

あとのほうの1日の時間帯の比較は、無意味だとは思わないのだけど、あんまり違わないのですね。やっぱり1年間を通じて、今のように少し特別な事情があるから、留保を付けつつ、慎重に記述しないといけないと思うのですが、年間を通じての活動実態のほうが大事でしょうね。しかし、今回、時間帯でも調べてみたらこういうことになったという、その事実は意味があるのですけど。

(廣瀬委員)

先ほど議長さんが発言されましたように、「私的活動」というのは全体として非常に大きい比率にはなっていますけれども、時間帯別で見ると、朝の6～9時のところがもう突出をされていて、これはもう普通の人でも当然のことだと思のですが、プラス、夕方の6時から夜の9時、これも特に後ろのほうになれば多少一日の仕事を終えてという時間帯になってくるといことなのだと思いますけれど、そのところは少し、そういうところを見えるようにするという意味では、一応意味があるのですね。

(岡本委員)

いわゆる議員活動でないとしてされている私的活動と政党活動、後援会活動、それから選挙運動ですか、このへんの後半の部分を除いて単純に一日当たり、いわゆる週休2日制の7

分の5に換算しても、やっぱり12時間とかのかなり高い時間が出てきますから、確かに私的活動が高いものの、やはり一日当たりの労働時間にすると、私の非常に粗い計算では、週休1日としても10時間、週休2日にしても12時間ぐらいの時間は単純に出てきますから、かなり長時間働いているということはこの数字からもきちっと出て来るようには思いますがね。

(大森座長)

そうしましたら、次回間に合うかどうか、次回、次々回ぐらいまでには、これをベースにして今のご意見で少し粗々、大筋としてのこのアンケート調査の結果の分析を含むような文書を整えてしまいませんか。多分これがある程度議論する時のベースになっていますので、早い時期に、このままだとちょっと、このまま外に出すわけには行きませんので。今日は素集計ですからいいのですが、これから何が読み取れて、どういう点が大事か、どういう点に注意しなきゃいけないかということを書いたものをちゃんと次回ぐらいにお示しできるような準備をいたしましょうか。どうでしょう。ちょっと事務局、手伝ってくれますか？こちらからいろいろ、今のような意見を含めて、どういうふうにすればいいかということはお伝えしますので、それをやってしまってください。そして、そのことを前提にして議論するということにしましょうか。

そうするとこのうち、今回は年間を通じた活動のすべてについて書き出してもらったのですが、このうちいわゆる「議会活動」と呼ばれるものと、「議員活動」と呼ばれるものと、それから「議員活動」と呼ばれるもののうち、議員さんであるがゆえにみんなおやりになっていると思うのですが、このうち主として広い意味で公費支給の対象になっているような活動はどのような活動なのかということをごどこかで見極めをつけなきゃならなくなりますので、そういうこともあって、きちっと整えておかなきゃいけないと思っています。

もう一回、今回のこの活動分類表の項目はいいのですが、それを少しどういうふうに考えておけばいいかということで、それでこれを除いてやってみたらどうなるかと、そういうふうにしなきゃいけないのではないかと。

「その他」の中に、意外と社会貢献・地域貢献活動って、例えばこれは議員さんとしては何をやっているのでしょうか。地域でいろいろ、例えば地域の美化清掃運動とか、そういう時に議員さんが出て行かれるとか、これは何のことでしょうか。

(事務局)

お書きいただいた議員さんに直接確認をしたわけではありませんので、これはあくまで

も推測なのですが、「私的活動」というものの対をなすものとして、例えばボランティア活動のような社会貢献とか地域奉仕といったような活動を据えられたのではないかなという形が一つ想像されます。

それからもう1点は、自由記述のほうにも係わってきますけれども、A5のところに「議員として地域活動も欠かせない」というようなことをお書きになっていただいています。議員であるがためにこういった活動にも参加しなきゃならないというようなことで、あくまでも推測ですが、地域奉仕活動等というものを「その他」に分類されたのではないかということがあるように思います。

(大森座長)

市町村や市町村の中には団体がいろいろ行事と言うか活動をするじゃないですか。その時にはやっぱり議員さんたちも出て行っておられます。これはそういうことを含んでいるのだと思う。これは少し個別にお伺いしなきゃいけないことかも知れませんが。

よく議員さんたちが、交際費と言うか、葬式とかめでたい席でそれが結構忙しくて、お金を包まなきゃいけないとかよく聞きますけど、それは今回のどこかに出てきていますか。実態としては出てきていないですか。項目の中には出てきていませんね。「イベント」かな。公的イベントは分かります。これはどこで出てくるのだろうか。後援会活動でもないですね。土地で誰かが亡くなった時に、やっぱり葬式に行きますよね。どこで出てきますか。

(事務局)

例えば同僚議員のお宅のお通夜とか告別式、要は葬儀ですが、こういうものは「その他」のほうに書いていただいたのが多かったように思います。それ以外のところは注釈が付きませんので。基本的にこの調査というのは、「その他」を選ばれた場合は、その中身を教えてくださいということですので、「その他」に入れば分かりますけれども。

(大森座長)

そうですか。

どこへ出て行っても、議員バッジを付けているから、議員として振る舞いますね。議員バッジがなければ分かりません。脱線するようですが、私がかねがね、議員バッジは外すべきだという説なのです。国会議員の真似をしすぎているから、前から議員バッジは要らないと言っているのです。そうしたら、あるところに言ったら、議員さんから質問が来て、「どうして先生は議員バッジが要らないのか」と言うから、議員バッジを付けると偉いと思ってしまうからいけないと言ったのですが、そうしたらその議員さんがすごい反論

をしまして、議員バッジを付けていることによって、自分は地域とか、県の場合で言えば市町村とかに、いつもこれはセンサーなのだ。このセンサーがピッピッと鳴って、いろいろ情報を取れていると言うのです。なかなかのご反論で、しょうがないから、あなただけは許しましょうかと言ったことがあるのですけど。

やはり議員バッジを付けているということにある意味があつて、そのことで責任も発生しますし、そういう方がお見えくださることで、その現地のほうも「議員さんが来てくれたのか」ということもあります。やっぱり議員バッジを付けている時は、いつも議員活動をおやりになっているのではないかと思うのです。

さて、これ、今日一応のことが示されましたので、次回及び以降に向かって少しきちんとしたものを整えるということによろしいでしょうか。

自由記述分について何かざっと目を通していただいて、お気付きの点はありますか。

議員さんたちはよく書いてくださっていると私は思います。これを読んでみまして。

やっぱり政務調査費はガイドライン問題があるのですね。どういう項目でどういうふうにするかって。事務所を設置している人たちに結構お金がかかるのですね。

よろしいでしょうか。これもちょっと工夫、少しもう一回読んでみまして、どういうふうにこれを整理できるか、このままだと生の資料なものですから、少し括ってみて、現在の議員活動についてこういう意見のまとまりがあるということをし集約してみたらどうかと思っています。

(廣瀬委員)

論点としてのコメントだけさせていただきますと、まず番号が人を特定できているかどうかはよく分かりませんが、議員活動の範囲であるとか、あるいは政務調査費の用途、あるいは政務調査費というのはこういうものに使えるべきだというイメージについて、やはり若干考えのパターンが幾通りか出ているような気がいたします。

例えばA13番の方は、「議員活動を十分にしたいという思いでいっぱいですが、行事参加や後援会活動とその他活動とのバランスもあり、云々」ということで言うと、先ほどの大森先生のコメントとはややニュアンスが違うのかなと。つまり、議員バッジを付けて出て行くけれども、本来、議員活動として専念すべきなのはもうちょっと議会の公式な、あるいは政策的な活動という認識で書いておられるのかと思いますが、他方で、例えばA12番の方はまた逆で、そういうさまざまな活動が議員活動であつて、それを総合して支えるような体制でないと困りますよというふうにおっしゃっていますので、こういう考え方と

して何パターンかあるのだということが一つの論点かと思いました。

もう一つは、B10 番の方でしょうか、やはり政務調査のグレーな部分を報酬から出しているので、実は報酬の部分にだいたい必要経費が食い込んでいますという考え方。これは実感なのだろうと思いますけれども、そういう政務調査費の範囲について、グレーゾーンと言われるところの使い勝手が非常に悪いという実感があるのだということ。ただ、その「グレー」とおっしゃっているということは、やはり純然と県政の政策のための活動と言えるかどうかは別として、議員として必要な活動であり、少なくとも間接的には政策にも関係してくるのだからというような思いで書かれているのかと思うのですけれども、そういうところをどう見るかというポイントがあるのかと思います。

あともう一つは、やや対照的なご意見かも知れません。8 ページの C10 番の方ですけれども、県議さんの活動実態から見ると、なかなか足りないというご意見がある一方で、市議会議員から県議会議員になられた方かと思いますが、「月 5 万でも、これにより一層調査や研修ができると大喜びですが」というところで、「あればあったようにありがたく使うし、なければないで何とでもやっていくのではないのでしょうか」という要素もあって、推測ですけれども、比較的新しい方かなという感じはしますが、それにも一理あるような気もすると同時に、いや、そうは言うけれども、県議としての活動がある程度おやりになると、「いや、それだけでは取まらない」ということを思われるようになるのかも知れませんが、このあたりも論点ではあるなと思いました。

(金森委員)

私もずっと読ませていただいて、今の報酬で何とかなっていると言うか、「これより減らしても大丈夫です」という方のご意見と、「いやいや、いっぱいいっぱいです」という方のご意見とあるなというふうに読んでいたのですが、ただ、読んでいてわりと切実だなと思いつつながら読ませていただく部分もあって、前回のこの調査会の時にも、生活費の部分が、法的にはそういうところは見なくていいということになっているということでしたが、この B8 のところにあるように、「生活費なのか活動費なのかを明確にして欲しいです」というようなことで、また他の方は「ローンを抱え、思春期の子どもを養育して」ということで、とても厳しいですというようなお話もあって、志高く、若い方なり、家族を養って生活されている方なりが議員になられる時に、十分生活ができていく上で報酬があるべきだなというふうには感じ取ったのですが、ただ、県民が一方、いわゆる「これは贅沢なのではないか」と率直に思ってしまうようなことが、C23 のところにあるような「新幹線のグ

リーン車は必要ないと思います」というご意見を書かれている方がいるのですが、こういった部分でこれがいわゆる印象として「贅沢なもの」というふうにとらえられているようなことが他にもあるのか、ないのかというところが少し気になりました。

(大森座長)

今、議員さんが外に出る時、グリーンになっているのですか。僕らはグリーンじゃないですよ、言っておきますけど。なぜ差が出るのですかと。

(岡本委員)

これも考え方で、単なる行くと言うのでなくて、例えば電車の中で勉強しないといけなとか、資料を読まなければならないというような時に、そうしたら一般車両で十分できるかどうかということもありますね。だから、そのへんは考え方ですね。隣の人にちょっと見られたら困るような資料もあるでしょうし、必要なという気もしますし、そうしたら自分が、それなら次から東京へ行く時は一般席に乗れと言われたら、ちょっと正直、非常に辛い面もありますし。

(大森座長)

今おっしゃっていることの背景は、議員さんたちは兼業を認められているのです。だけど、他に収入がない方もおいでになるので。ある人もおいでになるのです。だから、この議員報酬ということ考えた時に、一応兼業制度が前提になっていけば、「これだけでご飯を食べているのと違いますでしょ」という人がいるのです。だけど、現実にはほぼこの収入で子どもたちを育てながら議員をやっている人がいて、これがなかなか判断として難しいのです。どちらのほうを重視しながら議論を立ち上げていくかということですけど、制度上は兼業が認められていますから。ですから、その方がそれぐらいの総所得をお持ちになっていて、その中でこれがどの程度の位置かという話は、そこまで僕らは踏み込めないのですよね、なかなかにして。それが結構難しいテーマなのです。問題としてあることは確かなのですけど。

(金森委員)

「使う必要のない方は返金すればいいと思う」というような意見を書かれている方もいらっしゃいましたが。

(大森座長)

政務調査費はそうです。

(金森委員)

そうですね。報酬は違いますよね。

(大森座長)

報酬は、あれは法律上「支給しなければならない」のです。「支給できる」規定じゃないのです。必ず支給しなければいけないのです。後で述べますけど、前の審議会の中で間違った記述が事務当局のほうであって、何か報酬もできるような話になっていますけど、間違いでして、あれは支給しなければいけないのです。これは自治体としては義務化されているのです。問題は、その額をどう考えればいいのかということなのですが。

政務調査費は「できる」規定です。だから出さなくてもいいのです。事実、小さい町村は出していません。けど、だいたい都道府県はすべて、政令市もすべて、大きいところが全部政務調査費を出していますので、そういう全体の動向みたいなものも念頭に置かなきゃいけないのではないかと思うのですが。何か検討を進めれば進めるほど、どういう基準で何を考えればいいのか。

その基準のことを考える時に、もう一つお願いしまして、報酬等審議会のほうでどういう議論がされているかということが出てきていますので、ちょっとそのほうを議論したいと思うのですが、とりあえずは18年度、これが最新ですか。一番直近のものですから、この後法改正がありました、その後はやっておられませんから、本日は、予定があったら言っていただければいいのですが、18年のことを念頭に置きながら、ここで議論されていることにお気付きの点があったら、我々が考えなきゃいけないようなことがいくつか出てきていますので、お気付きの点があれば出していただいたらどうかと思っていますが、いかがでしょうか。

18年度のほうを見ていきますと、もっぱら知事さんのほうを下げるかどうかという議論をされているのです。この段階ではまだ三役がおられる時期ですね。知事さんと副知事さんと出納長。出納長制度がなくなっていますので、現在は知事、副知事ですね。

県によって違うのですが、副知事さんの場合は、例えば国の霞が関の現役の人が副知事として赴任する場合は、あれは国家公務員の身分が地方公務員に切り替わるのです。1日も置かずに県庁の職員に変わるのです。変わるのですが、この人たちはある種、事実上お約束で任期があって戻りますので、戻るとまた霞が関の役人に帰りますので、この人たちは特別職なのですが、特別職が終わった後、退職金の手当はもらわないのです。退職金の全体の総額の計算は、一般職員として続いたもので最後でいただくのです。だから、同じ副知事さんでもちょっと違った扱いになっていますね。身分切り替えで来る国の



お役人が副知事をやる場合とやらない場合では、退職金が出るか出ないかの相違があるのです。ところが、例えば県のOBみたいな方が、一般職として定年になった人が特別職として副知事をやられると、副知事さんをやった段階で退職金を出すのですよ。制度がそうなっているのです。だから知事さんは必ずやると4年目に出るのです。

この審議会でも、年収で考えたらどうかと議論されていますので、年収になると、議員さんも同じことですけど、およそそこに入ってくるお金は、若干使途が限定される場合がありますけど、知事さんの場合で言うと、これは給料をもらっていますので、当然ながら「給料及び旅費を支給しなければならない」と書いてあります。

それから、県によってですけど、知事さんにも家族手当が出ている場合があるのです。何か変だなと、私なんかは思うのですけど、そういうところがあって。実は知事さんについての給与等公費支給の扱いは、どう見ても一般職の常勤職的な扱いになっているのです。変だと思うのですけど、これがそういうふうに読まれて、そういう運用をされてきているのです。普通の皆さん方は、知事さんは一般職と同じように毎日来て、常勤的に仕事をやっていると言うのですけど、そんなこと、どこにも義務付けられているわけではないのです。

でも、公費支給のほうはそういう扱いになっていまして、従って、まずボーナスは給与との掛け算で出てきますから、ボーナスの総額があるのです。月々の給与の比率で出てきますので、条例で定めている本則のほうで議論します。あとは政治的に攻めている場合がありますので、それはちょっと別途考えなきゃいけないのですけど、本則のほうで言うと、知事さんのほうに入ってくる年収というのは、月々の給料とボーナスと、4年でいただく退職金です。これを総額でやると、知事さんがどのぐらいの年収になっているか見る。それと議員さんのほうでそれと類推しているものを挙げるとするとどうなるかと言うと、一つは月々の議員報酬でしょ。それからボーナスがあります。

一番分かりにくいのは、ここは多分実費弁償の話はもう多分クリアされていると思うのですが、実費弁償の扱い方も一応お金が入る話になっていますので。しかし、これは交通費だと考えればそんなに難しいことではないのです。

政務調査費は、これは通常の所得じゃないのですので、これはちょっと議員さんたちの知事さんとの比較でそれを入れてカウントするのは不自然、不合理じゃないかと思います。

仮にそれで比較すると、今ちょうど全国町村議会議長会のほうで町村レベルの報酬を調べているのですけど、その時に出てくるデータが少し出て来ているんですが、どういう比

較をしているかと言うと、町村長と議長さんの比較、あるいはそれとの比較で副町長さんの比較、それからだいたいすべてで言えますけど、どこでも、小さいところでも、常任委員会の委員長というのは少し別扱いになっていて、少し報酬を上積みしていますので、ある種、報酬に手当風の意味合いがあるのです。委員会の委員長さんというのは、三重県はどのようなわけか委員長さんに手当を出していない。いい県か、問題の県かよく分かりませんが、都道府県はみんな委員会制度で運用していますので、委員長さんは、どんなに権限が薄くても、小さくても、やっぱり委員会をまとめて、議会に報告するという重要な責務を負っているわけです。

だから、町村のほうで比較しているのは、みんな委員長もどのぐらいの比率でもらっているかですが、今のところならずと、アバウトですけど、だいたい今のようにカウントすると、多分町村のレベルで言うと、町村長に対して議長さんは4割程度です。低いほうはもっと低いのですけど。

一回、あまりそれはやっていいかどうか分かりませんが、最終的に議員さんの報酬をどれとの比較で見ればいいのかということは、実はこの報酬等の審議会は、三役さんで見ているのですけど、それが妥当であろうか。議会承認人事であっても、直接選挙で選ばれるのは知事一人で、議員さんも公選ですから、比較をするならこの両者を比較すべきだと思うのです。他の、ここで言えば副知事さんの比較をするというのは筋に合っていないのではないかと、私は思っているのです。今までそういう習わしだったものですから、そういうふうに来て、審議会もそういう発想になっているのですけれど、それが一つ。

それから、この17年、18年の段階で、議長さんがヒアリングに行っておられて、その席で、片方で二元的代表制のことが念頭におありだったみたいなのですが、やっぱり知事と議長さんは同じ扱いで然るべきではないかのご主張されているのです。だから、現在の議会もそういうお立場でおいでになるのか、少なくとも議長については知事と同じような、対等に扱うべきであるとお考えになっているかどうかということ、私どもが考える時に重要でして、ということは、それはいつも知事さんとの比較の問題になって、ある種の基準になるものですから、一体それをどう考えればいいのかという、結構難しいことを審議会では議長さんがお述べになったのではないかとというのが私の感想でして、本当にそのご主張をこれからも続けておやりになるかどうかということが気になるものですから、一応ヒアリングですから、堂々と議会のお立場を述べたことは分かるのですけど、本当にそういうふうになるのか、ならないのかと。

そうすると、今回の調査では、ご案内のとおり、議長、副議長さんは外に置いていますので、一体、議長、副議長さんはどういうふうな活動を実際にやっておられて、その方々の報酬についてどういう基準で考えればいいのか、そのことを少し考えていかないといけないので、そういう意味で言うと、今回の審議会の議事録はいくつかのヒントがこの中にあるのではないかと考えているのです。

明確なのは、この審議会のメンバーの人たちがみんな全員で「賛成」と言っているところがあるのです。今私が議論したところで、18年の第2回の4ページの一番上で、「副議長から（二元代表制の趣旨から）、知事と議長は同額が望ましいと意見が出ていたが、（報酬面で）知事と議長を同列に見なすことはできないと考えるが」とおっしゃったら、委員全員「賛成」と言っておられますので、なかなかキツイ話になっているなど。そちらのほうはそういうふうに、今後もそういうことをお考えになるかどうか分かりませんが、そういうご意見でまとまっているということ。

もう一つ、これを読んでいて気になるのは、やっぱりいつも三重県は全国で第何位にあるかと、だいたい真ん中へんとか高いとか低いとか、やたら気にされているのですよね。これは一種の世間体ですね。そうすると、あんまり高くもない、低くもない、どこかだいたいまあまあというラインにしていると安心できるという、ある種の判断ですね。相当怪しい判断ですね。しかし、そういうふうに物を考えているのですよ。もうちょっと言うと、ここ類似団体があまり出てきませんが、どこでも類似団体で比較して、だいたい類似団体と上下がどうなっているとか、そういうことを見ているのです。無意味じゃないのですが、相当程度これを気にしながらおやりになっているということ。

それから、これはまだそれ以降開かれていませんので分かりませんが、最後の締めは第3回の締めになっていまして、第3回の最後から2枚目で、「議員さんについては、分科会など別途議論する場を設けて議論を深めるということはどうでしょうか」と、会長さんがおっしゃっていて、委員の皆さんが賛成していますので、報酬等審議会は、議員さんたちについての報酬は、別途検討する場を設けるというふうな形で終わっているのです。だから今後そういうふうにおやりになるかどうかということが出てくると同時に、そのページの下のところでは会長さんが、これは本文章を読んでいないから分からないのですが、本文章のところでは、「議員報酬のところであるが、生活給ではない、反対給付であるということは定説なのか」、部長さんが「はい」とお答えになっているのです。反対給付ですから、議会及び議員活動に対してある報酬が出ているという意味で、それでご飯が食べられる話

ではないのです、普通の職員とは違うのですということが定説かと聞かれていて、事務当局は「定説です」と。「はい」と答えていますので、一応向こうはそういう発想で全体が貫かれて議論されているということまで分かったと、そういうことです。

但し書きが付いたのは以上です。皆さん方から何かお気づきの点がありますか。

(廣瀬委員)

先ほどの知事と同格というのは反対というのは、さらにもう1年前ですけど、17年度の第2回の終わり(P10)を見ると、これは委員会全体として合意を取ったという意味ではないのでしょうか、疋田委員さんが「しかし、副知事が議長より低いのは格好がよくない」という、「あれ」っと、これはかなり違和感を覚えまして、「知事が議長より低いのは格好がよくない」とおっしゃるなら非常によく分かる。それはそうだろうと思いますが、これは私としては、議長が副知事より低いのは格好がよくないと思うのですが、そのあたりの認識がやはりこうなのだなというのを改めて確認しました。

(大森座長)

やっぱり自治省の通達が生きているのだと思うのです。だから、特別職の三役との比較で、いつもそれを上回らないか、少なくとも同額か同額以下にせいというのが、もともと国の通達だったのでないですか。それを後生大事にずっと維持してきたのでないかと僕は思っていて、昔から、今廣瀬さんがおっしゃったように、僕はおかしいと思っていたのです。私が現場にいたら絶対反論しますと言いたいところですけど、まあそちらはそちらで議論されていますのでね。何で悪いのですかってね。

でも、一般的にそういう意識が強いのではないですか。

(廣瀬委員)

もう一つは、やはり先ほどご指摘がありましたけれども、議論を年収ベース、あるいは年と言うか、4年間の平均としての年収ベースということで見るとどうか、どうしてもその報酬月額だけで言うとかかなりマジックが入ってきてしまうということです。

(大森座長)

そうすると、私の個人的な意見ですけど、やっぱり現在の地方自治法上の扱いは悪いと思うのです。204条が。だからあそこから長を抜き出して、直接公選されている長と議会の議員さんが別途一貫した条項の中で記述して、そこでどうするかということをするべきであって、今の知事さんがまったく一般職の常勤職員のような欄に入っていて、実際の扱いもそういう扱いですから。だから退職金が4年で出るのです。出してはいけないとは言い

ませんが、変なのです、やっぱりどう見ても、あれは。戦前からの名残りみたいなことを維持しているわけです。しかし、これを三重県の私どもの調査会から言い出せるかどうかです。個人的には私は言い始めているのですが、それを言うていいかどうか、難しいのです。

そうすると、どうしても僕らは、何かを基準にして物を考えなきゃいけません。どういふことを基準にして考えれば議員さんたちの報酬等については妥当な考え方かという時に、まったく知事さんのほうに出されているこの公費のことを度外視しては成り立たないのです。その証拠に、審議会は特別職の審議会をやっているわけです。中に議員さんを入れていきますから。ところが、本来ならば、私は副知事なんか全部度外視して、知事と議員の報酬についての審議会にすべきではないかと思うのです。

どこかで基準としてはそこを念頭に置かざるを得ないのでないかと思っているのですが、まだなかなか難しく。そうすると、必ず同額ではダメだということになると、何割なのかという話になって、そうするとそういうふうに見るのかという話に必ずなるので。

実際にはこういう皆さん方の知恵が結集するような審議会において総合判断でお決めになるかも知れませんが、私どもから出す時にはある筋で議論をして、出していいのではないかと思っています。

(岡本委員)

知事は、退職金を下げたのではなかったですか。退職金は何もしてなくて、自分の月額報酬を下げただけでしたか。

(事務局)

ご自分の任期の間ということであったと思いますので、条例そのものをすべて変えてしまったわけではありません。

(岡本委員)

退職金はもう要らないと言ったのですか。

(事務局)

特例的に。

(岡本委員)

それ以外にこの議員さんの中で、三重県で年金とか退職金などで他の県と違うことは制度上あるのですか。他の県にはあるけど、三重県にはないとかあるとかいう。退職金とかは違いましたか。

(事務局)

退職金は議員にはありません。あと、年金につきましては、一律の制度はあったのですが、この6月をもって廃止をされていますので、地方議会議員はすべてないというのが実態です。

(廣瀬委員)

活動実態との関連で一つの考え方として出すとすれば、知事さんが激務であるということは、もう周知のことではあるわけですが、その知事さんの活動実態に対して平均的な議員の皆さんの活動実態、どの範囲をその報酬の対象とするかということは別として、例えば時間で見ると7割なのだとすれば、一つの考え方の尺度としては、知事さんの報酬の、先ほど言った考え方の年間の報酬の例えば7割というようなものが、まずは一つの尺度になるのではないかと。

他方で、多数の代表がいて合議をするためにいるためには、何十人という規模が必要であるということ、それから機関としての責任であって、たった一人で責任を負うというわけではないことまで考えると、そこに若干の割引みたいなものはあるのかも知れません。

まずはその尺度として、業務実態と言うのでしょうか、どれぐらいの時間をその活動に費やしていらっしゃるかということ为基础にして、一旦は尺度を立てた上で、機関としての性質の違いをどの程度織り込むかという論点に入るといえるかあるのかなと思います。

(大森座長)

実費弁償のあの項目の中に「職務」が出てきます。あそこしか出てこないんですけど、その「職務」の読み方なんですけど、例えば議会が始まるので、自宅から出ていくというのは活動をするための職務の一部だから交通費を出してもいいと。でも、議会に1回出たら1万円もらうなんていうのは変な話だということはだいたい分かったんですけど、あの「職務」をどういうふうに理解するかなのですが、今回のアンケートもそうなんですけど、「公務」という言い方があるのです。議員さんの公務とはどういう範囲で何を意味しているのかということが、都道府県議会議長会のほうで検討したんですけど、なかなかここは難しいのです。公務が限定されれば、その公務に対して反対給付ですから、一定の基準でこの公務を果たしているのだったらこの額を支給すべきじゃないかという議論ができるんですけど、議員さんたちは政治家の側面があるので、「公務」といった線が引けるかどうかなんです。非常に難しいのですね。

だから、あそこの実費弁償の「職務」というのをどうやって理解できるかということも

係わってきて、「公務」とは何であるのかという、ということはもうちょっと言うと、議員さんたちはどういう任務を帯びて仕事をしているのかということ、実際には任務がほとんど書かれていませんので。三重県の場合は、条例を作りましたのである種のイメージは湧くのですが、そこから報酬を根拠づけるような「公務」の範囲を限定して、ここはきちっと反対給付として出しますということを言えるならば、ある程度明確になると思うんですね。

私は、全体について法律に非常に大きな不備があるものですから、実際の対応が非常に難しくなっていて、法律のほうの整備も同時にやってもらわないと、うまく運ばないのではないかと思っているのですが、ちょっとどこかで今のような話、「公務」ということをみんな考えてみたらどうかと思っているのです。公務と言えば、みんな公務だと言っても県民の人は認めませんから、どこかで、ここまでは「公務」と言えるのでないですかと。

かつては、県が主催するイベントの時に議長さんが出て行っても、「あれは公務じゃない」と言われていたのです。そりゃ、裁判所の判断は非常に限定的ですからね、今の最高裁の判決は。だから、地方自治法上、あるいは今回は議会の規則の中に書き込まれている正規の機関に出席するということが職務であると。それ以外に実費弁償がまかりならないという定義になっているわけです。そうすると、裁判のほうの司法のほうの判断は、あの「職務」は非常に限定的に考えているのです。そうすると、仮に反対給付論をうんと限定すれば、あそこで言っている「職務」以外にお金を出すのはおかしいでないかという議論も成り立ってくるのです。

私は、司法のほうの判断が従来で、時代遅れそのものだと思っていて、激しく批判的なのですが、一応判決は判決で歴然としていますので、少しずつ運用で県民の皆さん方の支持を得る以外にないのではないかと思っているのです。日本の司法のほうの考え方が、相当限定的ですので、気になるのです。

今までは、各派代表者会議に出て行っても、それは職務じゃないと。従って実費弁償の対象にならないと言われていたのです。だから裁判を起こされて負けちゃったのですが、今回そこは入れてますからね。そうすると、いろんな活動、もしそういうことになるのだったら、いろんな活動を入れ込んでいかなきゃいけないのですね。そうすると、入れ込んでいけばどうなるかと言うと、議員さんや議会の活動の「職務」というのはこういうふうになるのだという、ある程度の線引きができるようになる。

一つの視点は、あの実費弁償の「職務」という概念をどう構成し直すことができるか、

そこにあるのではないかと。ちょっと一回考えてみたいと思うんですけど。

(廣瀬委員)

実費弁償の「職務」の範囲と、それから政務調査費で行われる活動、これは政務調査費、必要経費として認めているわけですから、そちら側の実費弁償のほうの職務ではないものの、ある公的性格を持った議員としての活動として認められている。だからこそ必要経費を公費から支出をするとすれば、それに費やした時間というものが反対給付というのであれば、その給付の対象になるというところまでは論理的には行けるのかなと思いますけれども、県民の方のいろいろな意見を取り入れるために、コミュニケーションを取られるために使われている時間、それが政策に反映してくることは当然なのだけでも、だからと言って、それを全額報酬の対象にしると言われると、おそらく一般の方の県民感情としては、「えっ、そこまで、それは仕事なのか」という思いもおそらくおありになるので、そのあたりの扱いというグレーゾーンは多分入ってくる。

ただ、そこを徹底してやらない議員が仮に出てきたとして、それは県議会議員として望ましい活動のあり方と認識されるかと言うと、今度はそれはそれで県民感情としても、「いや、それは違うのではないか」というふうに、おそらく多くの方は思われるのではないかとと思うのですね。そこに矛盾はあるのだと思いますけど。

(大森座長)

この審議会のほうについて何か、よろしいでしょうか。こういう議論がされているということでございますので。しかし、こういう視点で議論がされているということを知っていないといけませんものですから、今回はこれで。

さて、次回についてご相談をしておきたいと思うのですが。

本日、その他のことで、何か皆さん方のほうからお持ちでございませぬか。よろしいでしょうか。

少しずつ、今日も、前回の論点でどういうものが出たかということは、事務方のほうで整理していただきますけれども、少しずつこうやって積み重ねていかなきゃいけないと思うんですけど。

ちょっと次回についてですけど、少し11、12月、私どもが期待されているのは、12月粗々中間的なものでしたっけ、何かお示しすることになっていたんですけど。

(事務局)

1月には報酬に関する部分の最終を。



(大森座長)

報酬に関する部分については何かと。ですから、少し検討する時間を必要とすると、次回に少し取りまとめに向かっている論点整理と、その論点で考えられる考え方、一本でなくてもいいのですが、こういう考え方があるという程度のものを用意をして、一応意見を出していただいて、少しずつ意見集約をするというふうにしていかないと間に合わなくなるのではないかと考えているのですが。

今回のこのテーマは、ちょっと事務局に原案を作れというのはちょっと無理な要求じゃないかと僕は思っているのですが、私どものほうからお願いしますので、粗々こんなことではどうかということをお願いしますから、事務局のほうもこの調査会の補佐ですから、気が付くことがあれば言っていただいて、次回に一応そういうペーパーを用意したらどうかと考えているのですが。

とりあえず私の責任でペーパーを用意して、皆さん方のご議論をしてもらおうという段取りにいたしますけれども、そんな運びでよろしいでしょうか。場合によっては事前にちょっとご相談申し上げる必要が出てくるかも知れませんので。突然この席でとは行かないかも知れませんから、少しご意見を事前に伺うことがあるかも知れません。

それと同時に、今回は議員さんたちのヒアリングの日程等についてもご相談なきやいけませんので、同時並行でさせていただければと思っております。よろしいでしょうか。

一応その取りまとめる場合に配慮しなければいけないことについては、議員さんのヒアリングをやって、議長さん、副議長さんは別途伺いますので。だいたいこんなところではないでしょうか。ここは前に調査をしているという実績もありますから、だいたいこの見当で大筋として論点を提示するというところでよろしいでしょうか。

先生方、よろしいですか。

議長さん、こんな段取りにしたいと思うのですが、どうでしょうか。

(議長)

ぜひお願いしたいのは、このアンケート調査に出てきた部分、今回本当によく議員には書いていただいたと思います。なおかつ、その自由記述の分についても、大森先生からお褒めいただいたように、本当によく書いていただいていると思うのです。

ですが、言葉として、委員の先生方たちに申し述べたいという議員も数多くみえますので、ぜひヒアリングをやっていただければ、より正確で実態に近いものが出来上がるのではないかなと、そんなふうに思っておりますので、どうぞよろしくヒアリングをお願いし

たいと思います。

(大森座長)

これは先生方の日程調整になるのですが、相当数になりますので、やっぱり一日やらないと無理だと。もう一日で終わらせる。その代わり、午前、午後やってしまうということ以外にはちょっとできないので、今回の日程も相当苦勞して作りまして、一応ご了解いただいたのですが、もう一日ヒアリングのために日程調整のやり繰りをしていただけるでしょうか。

やっぱり今回はこのアンケート調査は意味がありましたから、議員さんから直接いろいろなものを聞きましょう。聞く日程をやり繰りしましょう。

(岡本委員)

多分、みんなが揃うのはもう土日しかない。

(大森座長)

ヒアリングは、議員の先生たちは土日でもよろしいと思います。

(議長)

別にかまわないと思います。勿論、議員は議員でそれぞれの地域で議員活動があるとは思いますが。

(大森座長)

議員さんのヒアリングは、オープンでやらなくてもいいでしょうか。この調査会の活動の一環としてやりますけれども、とりあえずヒアリングをした粗々のことはまとめてここに出してもらおう。ヒアリングの席をオープンにするかどうかということを決めてないので、すよ。

でも、まあ実際にいろいろなことを正直にと言うか、骨のところをお聞かせいただくから、それは非公開でもいいかなと思っているのですが、どうでしょうか。

(金森委員)

非公開のほうがやりやすいのではないかなと思います。

(大森座長)

調査会そのものはいつもオープンでやりますけど、その準備のための議員さんのヒアリングは非公開でやるということによろしいでしょうか。

そうならば、勿論土日でもかまわない、私は日程の取れる日で以外にないと思うのですが、できるだけ、議員さんのヒアリングは、早いほうがいいと思うのです。

場合によっては、しょうがないから、日程調整上、2班に分けましょうか。現地の皆さん方がどちらかの班に入ってもらえるような工夫をしていただいて、東京勢は二つに分かれてやりましょうか。全部が一本では無理なので。その代わりに、何を聞いてもらうかということについては一応打ち合わせをしておきましょうか。

事務局、そのほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

(事務局)

それをお願いいたします。

(大森座長)

それでは、2班に分かれてやって、チームはどうしましょうか、2班だと4人いればいいから。

(岡本委員)

座長にはできれば両方に入っていていただいて、それぞれの2人。それか、一応日を確実に決めて、その反対側のほうの委員の人で出られる人は出た方がいいのでないかと。

(大森座長)

とりあえずペアを組んだら決めておいて、出られる人は出ると。で、お二人には分かれてもらいます。

(岡本委員)

そうですね。

(大森座長)

そうすると、廣瀬さんと青山さんとどちらかが組んでもらって、私ができるだけ出られるようにするという事で日程調整をしましょうか。

それじゃ、今日これで決まりませんので、青山さんと連絡を取ってもらって。私はどちらにも出て来るように努力すると。

じゃあ、事務方、早急にこの案について日程調整をしてくださいますか。

(事務局)

日程といたしまして、11月の土日で当たっていただくということでしょうか。

(大森座長)

そうじゃない日で空いている日で調整してもらってもいいです。

(事務局)

はい。

(大森座長)

二つに分ければ、区別してもらえればギリギリ半日、精一杯やってもらえば終わるかも知れませんので。1日なくて。それじゃ、そういう形で早急に日程調整をしていただいて、原則非公開でやって、できるだけ何が語られたかという情報は調査会のほうにお示しをするというご了解でよろしいでしょうか。

(事務局)

第2回の論点整理案というのは、もうお出ししたままでよろしいでしょうか。ご確認いただいて、それでよろしければ、こういったものの積み上げというふうにお聞きをいたしておりますが。

(大森座長)

ちょっと気になったのは、この最初の表の1ページの議員報酬関係で、ここが過去のことだということが分かればいいですよ。二つの「・」が。議員報酬関係のところ。通達が出ていて、例示されて、これは事実ですね。

(事務局)

はい。

(大森座長)

その時の経緯の中で、国会答弁を見るとこういう話だけど、それは歴史の話なので、歴史のところでもそう言っているということが分かるようにしておいてもらえばいいです。このままだとちょっと誤解を与えるかも知れない。そこだけ気になりましたけど。

よろしいでしょうか。

それでは、本日は以上で締めたいと思います。

ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

(終)